

「元安川オープンカフェ」 出店者募集要領

令和5年（2023年）3月
水の都ひろしま推進協議会

〔目 次〕

1	「水の都ひろしま」づくりと「元安川オープンカフェ」	1
2	「元安川オープンカフェ」の目的	1
3	「元安川オープンカフェ」の取組方針	1
4	実施場所と立地の概要	1
5	募集内容	2
6	出店にあたり必要となる工事の役割・費用区分	2
7	既存店舗施設の費用負担区分	3
8	事業コンセプト	3
9	出店条件	3
10	営業開始までのスケジュール	8
11	募集方法	8
12	お問合せ先	13
13	応募書類書式	14
	（書式A 参加申請書）	14
	（書式B 企業等概要説明書）	15
	（書式C 役員等名簿）	16
	（書式D 出店企画書）	17
	（書式E 経営戦略シート）	19
	（書式F 収支計画書）	21
	（書式G 事業計画書）	22
	（書式H 宣誓書）	25
	（書式I 質問票）	26
別紙1	「元安川オープンカフェ」出店契約書（案）	
別紙2	「元安川オープンカフェ」営業に関する申し合せ事項（案）	
別紙3	「元安川オープンカフェ」出店仮契約書（案）	
別紙4	「元安川オープンカフェ」出店者実績評価要領	
別紙5	誓約書	
別紙6	元安川オープンカフェ（右岸）河岸緑地サポート活動に関する協定書（案）	
別紙7	辞退届	
別図1	位置図	
別図2	平面図	
別図3	現況写真	

【お願い】

「元安川オープンカフェ」は、公共空間を活用した事業です。“まちづくり”や“周辺環境への配慮”の観点から、店舗設置や営業に一定の制約があることをご理解の上、ご応募いただきますようお願いいたします。

1 「水の都ひろしま」づくりと「元安川オープンカフェ」

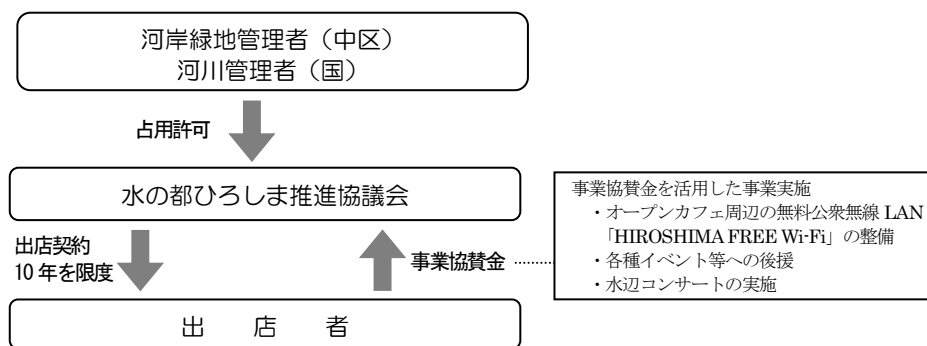
広島デルタを流れる太田川水系の 6 本の川、多島美溢れる瀬戸内海、これら貴重な魅力資源を生かした都市づくり～「水の都ひろしま」づくり～を進めていくため、国、県、市の協働で平成 15 年（2003 年）1 月に「水の都ひろしま」構想を策定するとともに、同構想の内容を計画的かつ効果的に進めるための実施計画として「水の都ひろしま」推進計画（以下「推進計画」という。）を策定し、推進計画に位置づけた取組を推進しています。

「元安川オープンカフェ」は、この取組の一つで、平和記念公園の周辺という場の特性を生かし、もてなしの水辺づくりを進めるため、河岸緑地を民間に開放し、オープンカフェとして活用しています。

現在の出店者との契約は、令和 5 年（2023 年）10 月をもって満了しますが、「元安川オープンカフェ」の取組は、概ね良好な評価が得られていることから、継続して実施していくこととし、このたび募集するものです。

なお、「水の都ひろしま」づくりは、現在、市民団体代表、経済・観光関係者、学識経験者、行政（国・県・市）の 13 名により構成する「水の都ひろしま推進協議会（以下「推進協議会」という。）」が実施主体となって進めています。

【元安川オープンカフェ事業のスキーム】



2 「元安川オープンカフェ」の目的

- (1) 民間事業者による常設型オープンカフェを実施することで、公共空間である河岸緑地の有効活用を図る。
- (2) 平和記念公園来訪者に憩いと交流の場を提供し、潤いと安らぎのある川辺の風景を創出する。

3 「元安川オープンカフェ」の取組方針

実施場所である元安川の特性や環境を踏まえ、以下を方針として取り組みます。

- (1) 平和記念公園の来訪者のために憩いの場、交流の場をつくる。
（平和について考え、語り合い、憩い、交流が生まれる空間づくり等）
- (2) 広島らしい「もてなしの水辺」をつくる。
（良質なサービス（もてなし）の提供と平和記念公園周辺にふさわしい上質感ある雰囲気づくり等）
- (3) 潤いと安らぎを感じられる風景をつくる。
（平和記念公園周辺にふさわしい品格ある店舗づくり、水辺をいかした演出等）
- (4) 都心部の回遊性を高める。
（本通商店街及びひろしまゲートパークプラザ等の都心部の案内等）

4 実施場所と立地の概要

(1) 場所

中区大手町一丁目 9 番河岸緑地（元安橋東詰）

(2) 交通条件

- ・ 広島駅から西へ約 2,000m、紙屋町交差点から西へ約 300m
- ・ 市内電車（広島電鉄）で、広島駅前から原爆ドーム前（最寄りの停留所）まで約 16 分、原爆ドーム前から徒歩 4 分
- ・ バスで、広島駅前から原爆ドーム前（最寄りの停留所）まで約 10 分、原爆ドーム前から徒歩 4 分

(3) 地域地区等（都市計画法）の指定

- ・ 河川区域
- ・ 商業地域
- ・ 指定建ぺい率 80%、指定容積率 400%
- ・ 防火地域
- ・ 東部河岸緑地
- ・ 原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区（A地区）（広島市景観計画）
- ・ リバーフロント・シーフロント地区（広島市景観計画）
- ・ 元安川都市・地域再生等利用区域

(4) 位置図

別図1のとおり

(5) 平面図

別図2のとおり

(6) 現況写真

別図3のとおり

5 募集内容

河岸緑地内に設定された区画について、新たな店舗等を新築して、又は既存店舗等を継続して使用し、店舗区域、広場区域及び交流ゾーン区域において飲食店を営業（以下「出店」という。）する事業者（以下「出店者」という。）を募集します。

店舗区域は、店舗を設置することができる区域です。

広場区域は、パラソル、テーブル、椅子、ウッドデッキなどを配置して、河岸緑地を訪れる一般利用者が自由に憩え、かつ店舗の開放部分として利用することもできる区域です。

交流ゾーン区域は、パラソル、テーブル、椅子、ベンチなどを配置し、河岸緑地を訪れる一般利用者が、自由に憩える区域です。

飲食店は、喫茶又は飲食を営むものとし、土産物等の販売は行わないこととします。

なお、広場区域及び交流ゾーン区域は出店者による排他独占的な使用は行わず、河岸緑地の一般利用者がいつでも自由に利用できる公共空間とします。

店舗区域	広場区域	交流ゾーン区域
約 130 m ²	62 m ²	約 125 m ²

6 出店にあたり必要となる工事の役割・費用区分

内 容	出店者	広島市	備 考
【建築工事】			
店舗 基礎	○		
〃 本体	○		
〃 内装	○		
【電気設備工事】			
電灯設備	○		集合メーター以降出店者負担 広場区域への配管を含む
幹線設備		○	施工済
【機械設備工事】			
給水設備（別図2の範囲）		○	施工済
給水設備（店舗内への引込）	○		
汚水排水設備（別図2の範囲）		○	施工済
汚水排水設備（店舗内への引込）	○		
阻集器・厨房設備	○		

空調・機械換気設備	○		
消防消火器設置	○		
【その他】			
区画内整備（舗装、盛土等）	○		
ガス設備（LPガス）	○		

7 既存店舗施設の費用負担区分

区分	選定された出店者の方針	費用負担区分
現在の出店者が引き続き選定された場合	① 既存店舗をそのまま使用し、又は、改修や修繕を行い営業する場合	全ての費用は現在の出店者負担
	② 既存店舗を解体し、新たな店舗を新築して営業する場合	
新規出店者が選定された場合	③ 新たな店舗を新築して営業する場合（現在の出店者が店舗譲渡を希望していないため、既存店舗の使用は不可）	既存店舗解体撤去費用は現在の出店者負担、その他の費用は新規出店者負担

8 事業コンセプト

今回募集するオープンカフェの事業コンセプトは次のとおりです。出店の企画にあたっては、次の事項に適合するように留意してください。

- **平和記念公園の来訪者のために憩いの場、交流の場をつくる**
 - ・ 平和について考え、語り合い、憩い、交流が生まれる空間づくり（市民に開放された憩いの場を屋外につくる。）
 - ・ 平和を祈念する場にふさわしい店舗づくり
- **広島らしい「もてなしの水辺」をつくる**
 - ・ 良質なサービス（もてなし）の提供と平和記念公園周辺にふさわしい上質感ある雰囲気づくり
 - ・ 水辺を生かした活動をつくる
 - ・ 水辺のコンサートとの連携・協力
 - ・ 遊覧船や水上タクシーとの連携・良好な協力関係
 - ・ 夜間の水辺に灯りを提供し、安全・安心な環境づくり
- **潤いと安らぎを感じられる風景をつくる**
 - ・ 平和記念公園周辺にふさわしい品格のある店舗デザイン
 - ・ 水辺を生かした演出
 - ・ 自然と調和する色を基調とした店舗づくり
 - ・ 背後市街地から見た店舗づくり
 - ・ 川から見た店舗の顔づくり
 - ・ 街から川への眺望を考慮した店舗づくり
- **都心部の回遊性を高める**
 - ・ 本通商店街及びひろしまゲートパークプラザ等の都心部の案内
 - ・ 地域とのネットワークをつくる

9 出店条件

(1) 出店期間

出店期間は、営業開始日から契約満了日までとします。

(2) 出店契約

ア 出店者は、推進協議会と「元安川オープンカフェ」出店に係る契約を締結していただきます。

イ 契約期間は4月1日から3月31日までの1年を基本とします。ただし、最初の契約期間は、令和6年3月31日までとします。また、契約の変更又は終了の申出がない場合は、3年目まで自動的に契約を更新します。

ウ 出店後、概ね3年ごと（令和7年度末、令和10年度末及び令和13年度末）に出店者を評価し、支障ないと判断される場合に限り、再び契約を締結することとします。その際の契約期間及び契約更新は、前項のとおりとします。

なお、評価は、『「元安川オープンカフェ」出店者実績評価要領』（別紙4）に基づき行います。

エ 出店者は、契約の更新及び再契約によって、最長令和15年10月31日まで営業ができるものとします。令和15年10月31日まで契約する場合、令和14年4月1日からの契約期間は、令和15年10月31日までとします。

オ 出店者決定から契約締結までの間、仮契約を締結し、次期出店者であることを証するとともに、協議期間中の取り決めを行います。

(3) 営業時間

原則として、最長で午前7時から午後10時30分までの範囲とします。（ただし、フラワーフェスティバルやトリニションのイベント、行事等が開催される期間における営業時間の延長については、地元関係者と出店者で構成する「元安川オープンカフェ」連絡協議会と協議のうえ、別途定めます。）なお、この範囲内において、状況により変更をお願いする場合があります。

(4) 店休日

特に限定しません。なお、状況により変更をお願いする場合があります。

(5) 営業実施者

転貸、使用権の譲渡を行うことなく、選定された申込者（参加申請書に記載のある個人又は法人）自らに営業等を行っていただきます。

(6) 営業許可の種別

食品衛生法に基づく飲食店等営業の許可を取得するものとします。

ただし、公共空間にあることを踏まえ、飲酒を主体とせず、市民、来訪者が憩える水辺のカフェにふさわしい業態とします。（平和記念公園周辺にふさわしい雰囲気を保つため、過度の飲酒とならないよう、十分配慮するものとします。アルコールの提供に関して問題が生じた場合は、推進協議会及び「元安川オープンカフェ」連絡協議会において協議し、その結果を踏まえ対応するものとします。）

(7) 既存店舗の取扱い

既存店舗は現在の出店者が所有するものであり、現在の出店者は店舗の売却譲渡を行う予定はないとしています。そのため、新規出店者が次期出店者として選定された場合は、既存店舗を現在の出店者が解体撤去し、その後、新規出店者の負担により新築工事を行っていただきます。なお、現在の出店者が改めて選定された場合は、既存店舗を継続して使用しても構いません。

(8) 店舗の新築、又は改修

店舗を新築、改修（以下、「新築等」という。）する場合、以下の点に留意してください。

ア 店舗の設置範囲

店舗の新築等に係る設計は、「8 事業コンセプト」に沿って行うものとし、別図2に示す範囲内において行えるものとします。また、店舗区域において店舗を設置しない部分については、広場区域として利用してもよいこととします。

イ 店舗の構造

鉄骨造、平屋建、鉄筋コンクリート基礎とし、建築基準法の規定に適合する常設の準耐火建築物とします。また、トイレを店舗内に設置するとともに、障害者や高齢者に配慮した施設整備を行ってください。

ウ 店舗の外観のデザイン

当該地区は、広島市景観計画における景観計画重点地区（原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区（A地区））であるため、同計画に沿って、景観上の調和を考慮し、突飛なデザインや形状とせず、壁面・屋根面の色は、自然になじむアースカラー※を用いて、周辺環境、特に樹木と調和した色彩とし、高明度、低彩度色を基調としてください。

※ 壁面は明度3以上、彩度4以下の明るい色。

エ 客席部分の形態

引き違い戸等の可動式建具による開口部を多用し、春・秋等の気候の良い時期に開放性のあ
る空間が確保出来るように、設計上の配慮を行ってください。

オ 店舗のサイン看板・照明等

店舗のサイン看板・照明等の設置については、次の事項に留意してください。

- ・ 店舗の常設サインはロゴ・マークのみとし、壁面に馴染むようにアクセント的に設けるこ
と。また、アースカラーを生かす色を用いるよう努めること。
- ・ 設置場所は街側、川側のみとし、1か所につき0.7㎡以下とすること。
- ・ 突き出し看板は設置しないこと。
- ・ 常設サイン以外の演出のためのサインは、表示面積（常設サインも含める。）の合計を7.0
㎡以下とし、店舗と一体的に設けるとともに、閉店時には取り外すこと。
- ・ 可動型の独立設置看板はメニュー看板のみとする。
- ・ 店舗の照明には透過光や間接光のような柔らかな灯りを用いるよう努めること。また、夜
の水辺を演出する機能を持たせるとともに、防犯上の観点から、暗がりをつくらぬよう配
置すること。
- ・ 広場区域にウッドデッキ等の工作物を設置する場合は、河岸緑地の一般利用者が自由に憩
えるよう開放されたものとする。なお、後段(18)環境への配慮と公共空間の適正管理に
記載のとおり、隣接する慰霊碑に十分配慮し、工作物の床面が慰霊碑接地面より高くなら
ないようにすること。

カ 店舗の日よけ等

- ・ 店舗の川側は西日の影響があるため、景観に配慮した西日対策を行うこと。
- ・ 店舗に日よけを設ける場合は、可動式オーニングとし、地上高2.5m以上確保し、突き出
し幅については、別途推進協議会と書面にて協議を行うこと。
- ・ 区域外へはみ出したオーニングの下には、オーニングの足や看板等物を置かないこととし、
オーニングは毎日閉店の際には収納すること。

キ 店舗の周辺

店舗の周辺の扱いについては、次の事項に留意してください。

- ・ 屋外に設置する設備機器は、露出することのないよう目隠しを設置するなど、配慮して設
けること。その際、設置範囲は別図2に示す「店舗及び広場区域」の範囲内とすること。
- ・ 店舗及び広場区域に接する通路（幅員3m）には、何も設置しないこと。ただし、地上高
2.5m以上を確保した日よけ用の可動式オーニング、また、幅員2mを確保した可動式の工作
物については、別途推進協議会と文書により協議を行った上で、河岸緑地管理者の許可を受
けた場合に限り、これを認めるものとする。
- ・ 店舗の周辺には景観を阻害する物は出さないこと。
- ・ 屋根上には何も設置しないこと。

ク その他

- ・ 店舗デザイン・レイアウトは、応募時に企画した内容を履行すること。ただし、推進協議
会が新築等に係る設計内容について調整を図る場合はこの限りでない。
- ・ 当該新築等に係る設計・仕様、河岸緑地内での工事については、推進協議会と協議し、確
認を受けた後に、建築確認等の必要な手続きを経て、建築工事に着手するものとする。
- ・ 出店者が店舗デザイン・レイアウト、その他開店の準備に要した一切の経費等は出店者の
負担とする。
- ・ 新築等や工作物の設置などに係る河川管理者又は河岸緑地管理者の占用許可等が受けられ
ない場合は出店できないこととし、出店契約を行わない。その際、出店者が準備に要した一
切の経費等は出店者の負担とする。また、現在の出店者が既存工作物等を継続して使用し、
出店する場合も同様の取扱いとする。

- ・ 契約期間中に特段の事情の変化などにより、河岸緑地管理者及び河川管理者による占用許可内容等が変更される場合は、出店者の負担において変更された内容に沿うように必要な措置を講じること。

(9) 公益上支障となる際の店舗等の撤去

ア 店舗等の設置が、河川管理上著しい支障を生じることとなったとき若しくは河川工事上支障があるとき又は公益上支障があるときに、河川管理者から河川区域外への撤去に関する指示が出た場合、速やかに撤去してください。当該撤去及びその後の復旧にかかる費用は、出店者の責任の有無に関わらず、各出店者の負担とします。また、撤去及び復旧が行われる場合には、速やかに推進協議会に報告してください。

イ 区画内を公用若しくは公共用に供するため必要が生じたときに、公園管理者である広島市から店舗等の撤去に関する指示が出た場合にも、前項と同様の取扱いとします。

(10) 樹木の伐採及び河岸緑地の掘削の制限

ア 河岸緑地内の樹木の伐採及び移植はできません。ただし、店舗の新築等に必要となる枝打ちや移植は推進協議会に協議し、樹木所有者の了解が得られた場合は、所有者の指示に従った上で、行えるものとします。

イ 河岸緑地では、護岸の定規断面部分を侵す掘削はできません。基礎工事を行う必要がある場合は、推進協議会が承認する範囲に限り、掘削してもよいものとします。

(11) 河岸緑地の清掃

出店者は、(2)の契約とは別に、周辺河岸緑地の維持管理活動を行う「元安川オープンカフェ 河岸緑地サポート活動に関する協定書」(別紙6)を推進協議会と締結し、これに基づき定期的に清掃を実施するものとします。

(12) 水辺の演出

実施区画内において、質の高い水辺の演出、灯和の径と調和した照明演出に積極的に努めるものとします。ただし、その内容については、事前に推進協議会と文書により協議し、承認を受けることが必要です。

(13) 関連事業・団体との連携

出店者は、水辺のコンサート*との連携・協力や遊覧船事業者との連携・良好な協力関係を保つこととします。

また、広島市が行う観光事業(トラベルパルへの認定申込やおもてなしパス優待施設への登録、各種パンフレットの設置等)への協力を行うこととします。

さらに、自主的な企画・運営により、次のような事項(例示)の実施に積極的に努めるものとします。

- ・ 周辺区域(元安川東詰)の照明演出等、水辺の演出
- ・ 出店者主催のイベント等の開催
- ・ 地域住民・企業・本通商店街との協働活動の実施

※ 水辺のコンサートとは、原爆ドーム対岸親水テラスで春・秋各10回程度行う、推進協議会主催の音楽イベント

(14) 平和記念公園への来訪者の利便に資する取り組み

献花用の花や折鶴用の折り紙の販売(花屋との提携による販売など)、観光案内(本通商店街等の都心部の案内、観光パンフレットの掲示用ラックの設置)等を行うものとします。

また、出店企画書に記載した計画内容(平和を祈念する場にふさわしい店舗づくり及び観光案内機能)を行うものとします。

(15) 事業協賛金等

ア 事業協賛金

「元安川オープンカフェ」の周辺環境整備等に係る経費の一部を、環境整備等の受益者となる出店者に事業協賛金として負担していただきます。額は、建築物の占用部分については1㎡当り13,200円/年、広場区域及び交流ゾーン区域の占用部分については1㎡当たり2,640円/年を徴収します。事業協賛金の算定は、営業開始日の属する月から契約期間最後の月までで

算定することとし、1年に満たない期間は、前述の年額を12で除した額に期間月数を乗じたものとします。事業協賛金は、契約開始日の属する年度（4月～3月）分を契約開始後14日以内に支払うこととします。ただし、契約期間が年度を超える場合は、3月までの額を契約開始後14日以内に、4月以降の額を4月14日までに支払うこととします。

イ 水辺のコンサートの協賛

出店者は水辺のコンサートとの連携・協力の方法として、コンサートへ協賛することができます。水辺のコンサート協賛金額等、協賛方法は応募の際に提案してください。また、協賛金の提案を行った場合、その支払い方法は、事業協賛金の例によります。

ウ 保証金

契約時に保証金として100万円を徴収します。ただし、現在の出店者が引き続き選定された場合には、既存の保証金の寄託を継続するものとします。なお、契約期間中は無利息でお預かりし、契約の満了後又は解除後、出店者により原状回復が行われたとき、又は次の出店者に店舗等の譲渡若しくは売却がなされたときで、かつ、契約に基づき生じたその他の債務が全て履行された後に速やかに返還します。

エ 光熱水費等

光熱水費等の営業活動に必要な費用は出店者の負担となります。

(16) 法令等の遵守・手続

ア 店舗の新築等に係る設計、工事、営業、維持管理にあたっては、法令等（河川法、都市公園法、建築基準法、消防法、食品衛生法、広島市公園条例、広島市景観条例、食品衛生法に基づく営業の基準等に関する条例等）を遵守してください。

イ 河川法及び都市公園法に基づく許可申請は、推進協議会が行うこととします。それ以外の店舗の新築等に関する都市計画法第53条の許可申請及び建築確認申請、飲食店営業に関する許可申請は出店者が行うものとします。なお、推進協議会が行う許可申請に必要な文書、図面その他については、出店者が作成することとします。

(17) 事業の趣旨の徹底

ア オープンカフェの営業については、サービスや雰囲気づくり等を「8 事業コンセプト」に沿って行うものとします。

イ 出店者は、「元安川オープンカフェ」の事業が『2 「元安川オープンカフェ」の目的』を実現するため、『3 「元安川オープンカフェ」の取組方針』に基づき、特別に公共空間を民間事業者に開放して実施している趣旨をよく理解し、利益追求だけでなく、地域のまちづくり活動への協力など積極的に社会貢献に努めるものとします。

ウ 出店者は、イのことについて店舗従事者に周知徹底し、誓約書（別紙5）を開店日の一週間前までに提出するものとします。

(18) 環境への配慮と公共空間の適正管理

ア オープンカフェの営業にあたっては、騒音対策、ゴミ処分など周辺環境に対する十分な配慮と、清掃、後片付けなど公共空間としての適正な管理を行うものとします。

イ 区画周辺には慰霊碑等があることから、慰霊空間の維持保全など、周辺環境には注意してください。特に、広場区域に隣接する慰霊碑については、広場区域に設置する構造物によって川側及び北側からの来訪者から慰霊碑が隠れないよう、また、構造物の床面が慰霊碑接地面より高くないようにしてください。

ウ 特に8月6日（平和記念日）前後は、広場区域に隣接する慰霊碑への参拝者が参拝の支障がないよう、通路を確保し、パーテーションや植林を設けるなどの配慮を行ってください。

(19) 周辺環境整備

別図2の「広場区域」及び「交流ゾーン区域」において、アメニティの向上や水辺の演出につながるようなパラソル設置（基礎を含む）、照明演出（電気地下配管を含む）、花壇づくり等の環境整備を企画提案し、出店者自らの負担により実施してください。（ただし、提案された内容は、河川及び河岸緑地の管理上、応募時の企画どおり実施できない場合（中止や変更が必要な場合）がありますのでご了承下さい。）また、提案は、書式D出店企画書に記載してください。

(20) 原状回復義務

ア 区画は、契約満了後又は契約解除後に速やかに店舗等（基礎、付帯設備等を含む。）を撤去し、公園内石張り舗装を事業開始前の状態に戻すなど、推進協議会、河川管理者及び河岸緑地管理者の指示に基づいて原状回復し、返還してください。ただし、次の出店者が公募・選定されていない場合、または、店舗等の譲受、購入について、次の出店者の意思確認がされるまでは撤去しなくてもよいものとします。また、当該区画における公募・選定された次の出店者との間で店舗等の譲渡又は売却について合意に達した場合には、原状回復しなくてもかまいません。

イ 出店者側が原状回復義務を履行しないときは、推進協議会が保証金を充てこれを行うことができるものとします。保証金を充てて原状回復を行う際に原状回復費用が不足する場合、推進協議会は不足した費用を出店者に請求します。

(21) その他

ア その他の出店条件は、『「元安川オープンカフェ」出店契約書（案）』（別紙1）に掲げる各条項によるものとします。

イ この出店条件は、令和15年10月31日までの間に元安川オープンカフェ事業に出店する際の条件であり、令和15年11月1日以降、本事業継続の際の出店条件を担保するものではありません。

10 営業開始までのスケジュール

営業開始までのスケジュールは、現在の予定としては次のとおり見込んでいます。なお、今後変動する可能性があります。

年	令和5年											令和6年	
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月～		
既存店舗営業									10/31まで				
推進協議会	募集期間 (92日間)		選定		次期出店者決定			設計内容等協議 契約関係手続等					
出店者									【継続使用】				
									店舗営業				
									【修繕して使用】				
									修繕工事			店舗 営業	
								店舗の設計 建築確認等		【解体・新築して使用】			
								解体 工事		新築 工事		店舗 営業	

11 募集方法

(1) 応募資格

以下の全ての条件を満たす個人又は法人とします。複数の個人又は法人が一つのグループを組んで応募することもできます。

ア 「元安川オープンカフェ」の趣旨を理解し、良質なサービスの提供に尽力できること

イ 「元安川オープンカフェ」の趣旨に沿った事業構想を有し、その実現にふさわしい資力、企画力、経営力及び社会的信用等を有していること

ウ 応募書類の提出時及びそれ以降において、次に掲げる欠格事由に該当していないこと

(ア) 破産者で復権を得ない者

- (イ) 法人の場合、会社更生法に基づく更正手続き開始の申し立てがされているもの又は民事再生法に基づく再生手続き開始の申し立てがされているもの
- (ウ) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- (エ) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力行為の常習者又はそのおそれのある者
- (オ) 暴力団、暴力団員、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者若しくは広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が現に行われている者
- (カ) 法人で上記(エ)又は(オ)に該当する者が経営、運営に関係しているもの
- (キ) 成年者と同一の能力を有しない未成年者で、その法定代理人が前各項目のいずれかに該当する者
- (ク) 選考委員会の委員、及び選考委員の委員が自ら主宰し、又は役員若しくは顧問として関係する法人その他の組織及び当該組織に所属するもの
- (ケ) 国税、広島県の県税及び広島市の市税の滞納がある者

(注) 欠格事由の対象者

〔法人の場合〕 当該法人の役員・支配人・支店及び支店に準ずる営業所の代表者（いずれもいかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権または支配力を有する者を含みます。）

〔個人の場合〕 本人若しくはその使用人のうち支配人・支店及び支店に準ずる営業者の代表者（いずれもいかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権または支配力を有する者を含む）

なお、複数の個人又は法人が一つのグループを組んで応募する場合、グループを構成する1者でも欠格事由に該当する場合は、そのグループは選定の対象外とします。

(2) 応募スケジュール

応募から選定までのスケジュールは、下記のとおりを予定しています。

- ア 募集要領の配布期間 3月 1日（水）～5月31日（水）
- イ 質問の受付期間 3月 1日（水）～3月17日（金）
- ウ 応募書類の提出期間 3月 20日（月）～5月31日（水）
- エ 一次審査・二次審査 6月上旬～7月下旬
- オ 審査結果の通知 8月上旬

(3) 募集要領の配布

募集要領及び応募書類書式は、下記のとおり配布します。

- ア 配布期間 令和5年3月1日（水）から5月31日（水）まで。
- イ 配布方法 募集要領は、広島市経済観光局観光政策部の窓口で配布します。

〔水の都ひろしま推進協議会 事務局〕
 広島市経済観光局観光政策部おもてなし推進担当
 〒730-8586 広島県広島市中区国泰寺町一丁目 6-34
 電話 082-504-2676
 FAX 082-504-2253
 E-mail kanko-omo@city.hiroshima.lg.jp

また、本募集要領及び応募書類書式は、以下の広島市ホームページからダウンロードできるようにするとともに、本募集要領に関して補足説明がある場合も、こちらに掲載します。

〔掲載場所〕

(4) 質問の受付と回答

ア この募集要領の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

(7) 受付期間

令和5年3月1日(水)から令和5年3月17日(金)までの土曜日、日曜日及び広島市の休日を定める条例に規定する休日を除く午前8時30分から午後5時までの間

(イ) 受付場所

前記(3)イに同じ。

(ウ) 受付方法

応募要領に関する質問票(書式I)に記入の上、電子メールまたはFAXいずれかの方法で提出してください。

イ 前記アの質問に対する回答は、電子メールまたはFAXにより質問者に直接回答するとともに、広島市ホームページ(前記(3)イに同じ。)に掲載し、本募集要領の追補とみなします。

(5) 応募方法

ア 応募時における提出書類の内容 応募時には次表の○印の書類を提出してください。

内 容	法人	個人	書式	備 考
① 参加申請書	○	○	書式A	
② 企業等概要説明書	○	○	書式B	
③ 役員等名簿	○	○	書式C	
④ 出店企画書	○	○	書式D	
⑤ 出店企画図面	○*	○*		以下の図面を提出してください。 ・ 区域図に合わせた平面配置図 ・ 店舗等平面図(店舗内施設の配置を記載したもの) ・ 店舗等立面図(4方向からのもの) ・ 店舗パース図等建築物のデザインが分かるもの(外観、内観とも) ※ 図面には、寸法(全体寸法、壁間等)を記入してください。
⑥ 経営戦略シート	○	○	書式E	
⑦ 収支計画書	○	○	書式F	収支の根拠となる資料(見積書の写し等)も極力提出してください。
⑧ 事業計画書	○	○	書式G	
⑨ 商業登記簿謄本	○			申請する日から3ヶ月以内に発行されたもの
⑩ 決算書、確定申告書別表一の控え及び法人事業概況説明書の控え(直近3期分)	○			飲食店営業を行っている場合、飲食店営業部門のみの決算書も提出してください。 e-Taxの場合は、受信通知も提出してください。
⑪ 確定申告書第一表の控え及び所得税青色(白色)申告決算書の控え(直近3期分)		○		白色申告の場合は、対象期の月次売上がわかる売上台帳、帳簿その他の確定申告の基礎となる書類も提出してください。 e-Taxの場合は、受信通知も提出してください。
⑫ 国税について滞納がないことの納税証明書	○	○		申請する日から3ヶ月以内に発行されたもの。

⑬ 広島県税について滞納がないことの納税証明書	○	○		広島県税又は広島市税を納める義務がない場合は、その旨を記載した申立書を提出してください。(書式任意 ただし捺印を要します。)
⑭ 広島市税について滞納がないことの納税証明書	○	○		
⑮ 市町村長の発行する身分証明書	○	○		申請する日から3ヶ月以内に発行されたもの。 法人については、役員、支配人、支店これに準ずる営業所の代表者全員のもの。 なお、外国籍の方の場合は身分証明書が発行されませんので、事前にご連絡の上ご相談ください。
⑯ 宣誓書	○	○	書式H	

※ 現出店者以外は提出要。(現出店者については、既存店舗の内装等を変更又は解体して新築する場合は提出要。)

イ 企画提案概要書の提出

「④ 出店企画書」の提出に合わせ、企画提案概要書(書面及びPDFデータ)を提出してください。企画提案概要書の体裁はA4縦2枚(表紙を除く)以内とし、表紙には「元安川オープンカフェ企画提案概要書」と記載してください。なお、企画提案概要書は、手続きの透明性及び公平性を高めるため、選定結果の公表時に公表を予定しているものであり、審査の対象とするものではありません。

ウ 応募書類の提出期間

令和5年3月20日(月)～令和5年5月31日(水) 必着

エ 応募書類の提出先

[水の都ひろしま推進協議会 事務局]
広島市経済観光局観光政策部おもてなし推進担当
〒730-8586 広島県広島市中区国泰寺町一丁目 6-34

オ 提出方法

[持参される場合]

土曜日、日曜日及び広島市の休日を定める条例に規定する休日を除く午前8時30分から午後5時までの間

[郵送される場合]

配達証明付き書留郵便に限ります。(宅配便不可)
令和5年5月31日(水) 必着としてください。

カ 応募書類の提出部数

13部(原本1部+コピー12部、クリップ留め(製本しないこと))

(6) 出店者の選定

ア 選定は、推進協議会の選定委員会において行います。

イ 選定は、次の審査基準に基づき実施します。

区分	事業コンセプト	審査事項	配点
経営に関する審査			
	営業能力(収支計画、資金調達計画の妥当性)		30
	業務体制(営業体制、接客能力)		
	社会性、社会貢献		
事業コンセプトへの適合状況に関する審査			
①平和記念公園の来訪者のために憩いの場、交流の場をつくる	・平和について考え、語り合い、憩い、交流が生まれる空間づくり(市民に開放された憩いの場を屋外につくる。)	広場区域及び交流ゾーン区域の空間づくり・活用方法を審査 (障害者、高齢者が快適に過ごせるような配慮等)	15
	・平和を祈念する場にふさわしい店舗づくり	出店条件に記載の献花用の花と折鶴用の折り紙の販売等の内容、工夫等を審査	
②広島らしい「もてなしの水辺」をつくる	・良質なサービス(もてなし)の提供と平和記念公園周辺にふさわしい上質感ある雰囲気づくり	サービス(もてなし)の内容やホスピタリティの向上の工夫、上質感ある雰囲気づくりのための工夫等を審査 ・飲酒を主体としない業態での良質なサービスの提供、上質な雰囲気づくり ・インバウンド対応 ・利用者サービス向上に繋がるキャッシュレス決済導入の有無 ・日中を含む幅広い営業時間 ・広島らしさを出すための広島の食材を使用したメニュー等	20
	・水辺を生かした活動をつくる。	水辺を生かした活動(イベント等の付加価値づくり)に対する取り組み姿勢やアイデアを審査	
	・周辺事業との連携・協力	水辺のコンサートや、遊覧船、水上タクシーとの連携アイデアを審査	
	・夜間の水辺に灯りを提供し、安全・安心な環境づくり	店舗の照明デザインや、広場区域の夜間照明アイデア等を審査	
③潤いと安らぎを感じられる風景をつくる	・平和記念公園周辺にふさわしい品格のある店舗デザイン	豊かな水と緑との融和を感じられる、平和記念公園周辺にふさわしい品格のある店舗デザインを審査	20
	・水辺を生かした演出	水辺を生かした演出のための整備(店舗又は店舗外の質の高い水辺の演出、灯和の径と調和した照明演出)に対する取り組み姿勢やアイデアを審査	
	・自然と調和する色を基調とした店舗づくり	店舗の壁面・屋根面には自然に馴染むアースカラーを基調としているかを審査	
	・背後市街地から見た店舗づくり	店舗裏にあたる市道側の、景観を損なわないデザインを審査	
	・川から見た店舗の顔づくり	水辺という周辺環境になじむ店舗デザインを審査	
	・街から川への眺望を考慮した店舗づくり	街と川の風景を遮断しない店舗デザインを審査	
④都心部の回遊性を高める	・本通商店街等の都心部の案内	都心部への流れを導く取り組みや観光案内の内容を審査	10
	・地域とのネットワークをつくる。	地域との協働活動(地域貢献)に対する取り組み姿勢やアイデアを審査	
その他		その他(アピールポイント等)を審査	5
合 計			100

- ウ 応募者には、書類審査の後、面接を実施します。（面接は、書類選考した上で、候補者を絞って実施する場合があります。）
- エ 選定の参考とするため、書類・資料の追加提出をお願いする場合があります。
- オ 出店者の選定は、次のとおり行います。
- (ア) 選定委員会において、応募者を得点の総計が高い順に順位づけし、第1位の者を出店候補者として選定する。ただし、選定委員会において、本事業を実施する目的、内容に鑑み、得点の総計が最も高い応募内容が、最低限の水準（総計の6割）に達していないと判断される場合においては、この限りではない。
- (イ) 得点の総計が同じ者が2者以上いる場合には、選定委員会で協議の上、順位を決定する。
- (ウ) 選定委員会は、応募者の評価順位、出店候補者及びその選定内容について推進協議会に報告し、報告を受けた推進協議会は、選定内容について承認することにより、出店者を決定する。
- カ 出店者決定後、出店者が辞退等した場合には、評価順位に基づいて、次順位者を出店者とします。

(7) 選定結果

- ア 選定結果は、応募者全員に通知します。
- イ 選定結果通知後、応募者全員の商号または名称、評価結果（評価点数）、選定された出店者及び選定された出店者の企画提案概要書について、広島市ホームページ（前記(3)イに同じ。）で公表します。
- ウ 選定結果に関する質問等について、アの通知を受けた応募者は、通知をした日の翌日から起算して7日（広島市の休日を定める条例に規定する休日は含まない。）以内に、書面により、説明を求めることができます。

(8) 募集・選定に関する留意事項

- ア 提出書類の内容については秘密を厳守します。また、当該募集・選定以外の用途に利用することはありません。ただし、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号）第7条に基づき、開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報（公表されているものを除く）を除いて、開示請求者に開示します。
- イ 応募にかかる費用は応募者の負担とします。
- ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合は応募を無効とする場合があります。
- エ 提出書類は、原則として提出後に記載内容の変更はできません。
- オ 応募書類その他の提出された書類・資料は返却いたしません。
- カ 応募後、やむをえない事情で応募を辞退する場合は、辞退届（別紙7）を提出してください。また、出店者選定後の辞退は原則認めませんが、協議会がやむを得ないと認めた場合に限り、辞退を認めます。
- キ 元安川オープンカフェ募集に応募しようとする者は、選定委員会の委員の選任後から本出店者決定の公表までの間において、本出店案件に関して、直接、間接を問わず、自ら有利に、又は他者を不利にするように働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合には、参加資格を失う場合があります。

12 お問合せ先

〔水の都ひろしま推進協議会 事務局〕

広島市経済観光局観光政策部おもてなし推進担当

担当：原、宮本

〒730-8586 広島県広島市中区国泰寺町一丁目 6-34

電話：082-504-2676、FAX：082-504-2253